

○周南公立大学学則

(令和4年4月1日規程第1－3号)

目次

第1章 総則

第2章 学年、学期及び休業日

第3章 修業年限及び在学期間

第4章 入学

第5章 教育課程、履修方法及び単位の認定

第6章 休学、復学、留学、退学及び除籍

第7章 卒業、学位及び資格

第8章 賞罰

第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第10章 授業料、入学金その他の費用の徴収

第11章 厚生及び保健施設

第12章 地域貢献

第13章 雑則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 周南公立大学（以下「本学」という。）は、周南地域における知の拠点として、公正な社会観と正しい倫理観の確立を基にした「知・徳・体」一体の全人教育を通して総合的かつ専門的な知識、学術を教授研究し、世界的視野と広く豊かな教養を有し、地域に新たな価値を創造する人材を育成するとともに、地域との連携を深め、地域の政策課題の解決や活力豊かなまちづくりの実現に寄与するなどその教育研究成果を広く社会に還元することで、地域社会及び産業の持続的な振興、発展に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上によって本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表

するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う。

- 2 本学は、前項で定める自己点検及び評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。
- 3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

（学部、学科及び目的）

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

学部	学科
経済経営学部	経済経営学科
人間健康科学部	スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科
情報科学部	情報科学科

- 2 前項に規定する学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済経営学部	経済経営学科	160 人	640 人
人間健康科学部	スポーツ健康科学科	80 人	320 人
	看護学科	80 人	320 人
	福祉学科	60 人	240 人
情報科学部	情報科学科	100 人	400 人
合計		480 人	1,920 人

- 3 第 1 項に規定する学部の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。
- （1） 経済経営学部は、経済と経営の視点から地域社会の問題の分析を行い、その解決について提言・実行できる、地域社会の礎となる人材を育成することを目的とする。
- （2） 人間健康科学部は、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に多様な健康状態にある人に相応しい健康で幸福な、豊かな生活（well-being）をすごすための環境と方法を当事者とともに創造できるスポーツ健康科学・看護学・福祉学分野の専門職者を育成することを目的とする。

- (3) 情報科学部は、地域のスマート化による地方創生や地域企業のイノベーションをリードするために、さまざまなビッグデータを AI・データサイエンスによって知識化し、IoT などの情報技術を使って自動化・高度化することのできる DX 人材を育成することを目的とする。

(総合教育部)

第3条の2 本学に総合教育部を置く。

- 2 総合教育部に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(教授会)

第5条 本学の学部教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(学科会議)

第6条 本学の学科に学科会議を置くことができる。

- 2 学科会議に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第1クォーター、後半を第2クォーター、後期の前半を第3クォーター、後半を第4クォーターとする。

(休業日)

第9条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 春季休業
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
- 2 前項第 3 号から第 5 号までの休業の期間については、年度ごとに学長が定める。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日を休業日でない日にし、又は休業日でない日を休業日にすることができる。

第 3 章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第 10 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(在学期間)

第 11 条 学生の在学期間は、8 年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 18 条の規定により入学した者（以下「編入学した者」という。）は、在学すべき年数の 2 倍に相当する期間を超えて在学することはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 19 条の規定により入学した者（以下「再入学した者」という。）は、再入学前の在学期間を加えて、通算で 8 年を超えて在学することはできない。

第 4 章 入学

(入学の時期)

第 12 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認められる場合は、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第 13 条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外

の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - (9) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
- (入学の志願)

第 14 条 本学に入学を志望する者は、所定の期日までに必要書類を添えて入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第 15 条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第 16 条 前条の規定による合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に学長の定める入学の手続を完了しなければならない。

(入学許可)

第 17 条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者について入学を許可する。

(編入学)

第 18 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 修業年限 4 年以上の大学において、第 2 年次以上に在学する者で 62 単位以上を修得している者、又は 2 年以上在学した者で大学において 62 単位以上を修得した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上、総授業時数が 1,700 時間以上又は 62 単位以上であるものに限る。）を修了した者

(6) 修業年限が 2 年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

2 第 14 条から前条までの規定は、前項の規定により編入学しようとする者に準用する。

(転学部・転学科)

第 18 条の 2 学長は、他の学部転学部又は同一学部の他の学科に転学科しようとする者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第 19 条 学長は、第 34 条の規定により退学を許可された者が再入学を願い出たときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

(再入学の場合の取扱い)

第 20 条 前条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が決定する。

第 5 章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(教育課程の編成方針)

第 21 条 学長は、本学、学部在教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育課程の編成方法)

第 22 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 各授業科目、その配当年次及び単位数並びに履修方法等については、別に定める。

(授業方法)

第 23 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

(単位)

第 24 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学の定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学の定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修)

第 25 条 学生は、第 22 条第 2 項の規定により定められた履修方法に従い履修しなければならない。

- 2 学長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第 26 条 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に、所定の単位を与える。

- 2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

- 3 試験及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 27 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学等を含む。次条第 1 項及び第 44 条第 1 項において同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生及び同条第 2 項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った高等学校の専攻科の課程、高等専門学校 of 課程若しくは専修学校の専門課程における学修で本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 28 条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 29 条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学した

後に行った第 27 条第 2 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学以外での学修による単位認定等の上限)

第 30 条 前 3 条の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は、60 単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が編入学した者である場合は、第 27 条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は 62 単位とし、前 2 条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は 30 単位を超えないものとする。

第 6 章 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 31 条 学長は、病気又はやむを得ない事由によって引き続き 3 月以上修学することができない学生が休学を願い出たときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、疾病のため学修が不相当と認められた者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、編入学した者にあつては通算して 2 年を、再入学した者にあつては学長が定めた在学すべき年数と同じ年数を通算して超えることができないものとする。

4 休学期間は、第 11 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 32 条 学長は、前条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、本人の願い出により、復学を許可することができる。

(派遣留学)

第 33 条 学長は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願する学生について、当該外国の大学又は短期大学との協議に基づき、留学を許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 10 条に定める修業年限に算入することができる。

(退学)

第 34 条 学長は、病気その他やむを得ない事由によって、学生が退学を願い出たときは、これを許可することができる。

(除籍)

第 35 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍にすることができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (2) 第 11 条に定める最長の在学期間を満了しても卒業できない者
- (3) 第 31 条第 3 項に定める最長の休学期間を休学し、なお修学できない者
- (4) 死亡し、又は行方不明になった者

第 7 章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第 36 条 本学に 4 年（編入学した者については 2 年とし、再入学した者については第 20 条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目の履修によって所定の単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、所定の科目を特別に優秀な成績で修得したと認められる者（編入学者を除く。）については、教授会の意見を聴き、3 年以上の在学で卒業を認定することができる。その取扱いについては、別に定める。

3 卒業の時期は、前期又は後期の終わりとする。

(学位)

第 37 条 学長は、前条の規定により卒業を認定された者に対して、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
経済経営学部	経済経営学科	学士（経済経営学）

人間健康科学部	スポーツ健康科学科	学士（スポーツ健康科学）
	看護学科	学士（看護学）
	福祉学科	学士（社会福祉学）
情報科学部	情報科学科	学士（情報科学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許状授与の所要資格の取得）

第 38 条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の科目の履修については、別に定める。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類及び教科		
経済経営学部	経済経営学科	中学校教諭	一種免許状	社会
		高等学校教諭	一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭	一種免許状	公民
		高等学校教諭	一種免許状	商業
人間健康科学部	スポーツ健康科学科	中学校教諭	一種免許状	保健体育
		高等学校教諭	一種免許状	保健体育
	看護学科	養護教諭	二種免許状	（保健師免許取得者のみ）
情報科学部	情報科学科	高等学校教諭	一種免許状	情報

（履修方法等の規定）

第 39 条 この学則に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 賞罰

（表彰）

第 40 条 学長は、学力優秀その他模範とするに足る行為のあった者について、これを表彰することができる。

(懲戒)

第 41 条 学長は、学生が本学の学則その他諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒とすることができる。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他著しく学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(教育的措置)

第 42 条 学長は、前条第 2 項に規定する懲戒のほか、口頭又は文書による厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

第 9 章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 43 条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち 1 又は複数の授業科目の履修を願い出たものについては、教育研究に支障のない範囲において、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関して単位の認定その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 44 条 学長は、他の大学、短期大学又は高等専門学校で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生は、試験を受けることができる。

3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 前 3 項に定めるもののほか特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 45 条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴

いてこれを許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 授業料、入学金その他の費用の徴収

第 46 条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第 11 章 厚生及び保健施設

第 47 条 本学に、厚生及び保健に関する諸施設を設ける。

- 2 厚生及び保健に関する諸施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 地域貢献

第 48 条 本学における教育研究成果の普及及び活用によって地域社会の発展に寄与するため、公開講座の開設等、大学開放に係る事業を行うものとする。

- 2 前項の地域貢献に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 雑則

第 49 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。ただし、第 24 条第 1 号及び同条第 2 号については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	備考
経済学部	現代経済学科	240 人	160 人	80 人	令和 6 年度 から募集停 止
	ビジネス戦略学科	450 人	300 人	150 人	
福祉情報学部	人間コミュニケーション学科	150 人	100 人	50 人	
経済経営学部	経済経営学科	160 人	320 人	480 人	
人間健康科学部	スポーツ健康科学科	80 人	160 人	240 人	
	看護学科	80 人	160 人	240 人	
	福祉学科	60 人	120 人	180 人	
情報科学部	情報科学科	100 人	200 人	300 人	
合 計		1, 320 人	1, 520 人	1, 720 人	

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。